



茨城労働局

Press release

平成24年6月15日

茨城労働局労働基準部労災補償課

(担当)課長 東尾 具紀

管理調整官 久保田三男

(電話)029-224-6217

報道関係者 各位

平成23年度茨城県内における脳・心臓疾患及び精神障害等 に係る労災補償状況について

～脳・心臓疾患の請求件数は大幅増加で、精神障害等は横ばいで推移～

1 「過労死」等事案の労災補償状況(別添、表1、2-1～4のとおり)

- ① 請求件数は22件であり、前年度に比べ12件(120%)増加し、ここ5年間で最高となった。
- ② 支給決定件数は4件であり、前年度に比べ2件(前年度6件・過去5年間平均6.6件)少なかった。
- ③ 業種別では請求件数22件中、「製造業」で6件、「運輸業」、「卸売・小売業」で各5件、「建設業」で2件、「農業・林業・漁業・鉱業」、「飲食店、宿泊業」で各1件、「その他の事業」で2件であった。
- ④ 職種別の請求件数では、「管理的職業従事者」が6件、次いで「運輸・通信従事者」が5件、「生産工程・労務作業員」が4件と続いている。
- ⑤ 年齢別では60歳以上が7件で最も多く次いで50～59歳からの請求が6件となっている。

2 精神障害等事案の労災補償状況(別添、表1、3-1～4のとおり)

- ① 請求件数は24件であり、前年度に比べ2件(前年度26件・過去5年間平均20件)減少した。
- ② 支給決定件数は13件であり、前年度と同数(前年度13件・過去5年間平均7.4件)であった。また、平成23年度に支給決定した13件は、生死に関する事故との遭遇等極度の精神的負荷が認められたものが5件、長時間労働の精神的負荷が認められたものが4件、その他が4件であった。
- ③ 業種別では請求件数24件中、「製造業」、「運輸業」、「卸売・小売業」で各4件、「医療・福祉」で3件、「建設業」、「教育、学習支援業」で各1件、「その他の事業」が7件であった。
- ④ 職種別の請求件数では、「専門的・技術的職業従事者」が7件と多く、次いで「管理的職業従事者」、「運輸・通信従事者」が各4件と続いている。
- ⑤ 年齢別では50～59歳からの請求が9件で全体の約38%を占めている。

(※) 「支給決定件数」は、平成23年度中に「業務上」として認定した件数で、平成23年度以前に請求があったものを含む。

表1

脳血管疾患・虚血性心疾患等及び精神障害等の労災補償状況(茨城県内)

(件)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
脳・心臓疾患	請求件数	13	21	9	10	22
	決定件数	16	20	10	12	11
	うち支給決定件数	9	11	3	6	4
	認定率(%)	56.3	55	30	50	36.4
うち死亡	請求件数	8	10	6	4	8
	決定件数	8	10	6	7	5
	うち支給決定件数	5	6	3	3	2
	認定率(%)	62.5	60	50	42.9	40
精神障害等	請求件数	20	14	16	26	24
	決定件数	6	23	10	23	28
	うち支給決定件数	2	6	3	13	13
	認定率(%)	33.3	26.1	30	56.5	46.4
うち自殺	請求件数	3	2	2	5	2
	決定件数	0	3	2	5	4
	うち支給決定件数	0	1	0	3	2
	認定率(%)	—	33.3	0	60	50

注

1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第8号の「業務に起因することの明らかな疾病」に係る脳血管疾患・虚血性心疾患等(「過労死」等事案)と同別表第1の2第9号精神障害等について集計したものである。

2 決定件数は、当年度に請求されたものに限るものではない。

3 支給決定件数は、決定件数のうち業務上として認定した件数である。

4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。

表2-1 脳・心臓疾患の業種別請求及び支給決定件数一覧(茨城県内)

(件)

業種	年度	平成22年度		平成23年度	
		請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数
農業・林業・漁業・鉱業				1	
製造業		4	3	6	1
建設業		2		2	1
運輸業		1	2	5	1
卸売・小売業			1	5	1
金融・保険業					
教育、学習支援業		1			
医療・福祉					
情報通信業					
飲食店、宿泊業				1	
その他の事業(上記以外の事業)		2		2	
合計		10	6	22	4

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

表2-2 脳・心臓疾患の職種別請求及び支給決定件数一覧(茨城県内)

(件)

職 種	年 度	平成22年度		平成23年度	
		請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数
専門的・技術的職業従事者		1			
管理的職業従事者				6	3
事務従事者		2	1	2	
販売従事者		1	2	1	
サービス職業従事者				1	
運輸・通信従事者		1	2	5	1
生産工程・労務作業		2	1	4	
その他の職種(上記以外の職種)		3		3	
合 計		10	6	22	4

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業作業者などである。

表2-3 脳・心臓疾患の年齢別請求及び支給決定件数一覧(茨城県内)

(件)

年 齢 \ 年 度	平成22年度				平成23年度			
	請求件数	うち死亡	支給決定件数	うち死亡	請求件数	うち死亡	支給決定件数	うち死亡
1 9 歳 以 下								
2 0 ~ 2 9 歳	1	1			2	1		
3 0 ~ 3 9 歳	2	1	3	1	4	3	2	2
4 0 ~ 4 9 歳	1		2	2	3			
5 0 ~ 5 9 歳	4	2			6	3		
6 0 歳 以 上	2		1		7	1	2	
合 計	10	4	6	3	22	8	4	2

表2-4 脳・心臓疾患で「長時間の過重業務」により支給決定された事案(茨城県内)
 (1か月平均の時間外労働時間数別)

(件)

	決定	うち死亡
4 5 時 間 未 満		
4 5 時 間 以 上 ~ 6 0 時 間 未 満		
6 0 時 間 以 上 ~ 8 0 時 間 未 満		
8 0 時 間 以 上 ~ 1 0 0 時 間 未 満	1	1
1 0 0 時 間 以 上 ~ 1 2 0 時 間 未 満	2	1
1 2 0 時 間 以 上 ~ 1 4 0 時 間 未 満		
1 4 0 時 間 以 上 ~ 1 6 0 時 間 未 満		
1 6 0 時 間 以 上	1	
合 計	4	2
(参考) 支給決定件数	4	2

表3-1 精神障害等の業種別請求及び支給決定件数一覧(茨城県内)

(件)

業種	年度	平成22年度		平成23年度	
		請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数
農業・林業・漁業・鉱業			1		
製造業		5	1	4	4
建設業			1	1	1
運輸業		2	1	4	1
卸売・小売業		7	2	4	2
金融・保険業					
教育、学習支援業		2	1	1	
医療・福祉		2	2	3	1
情報通信業					
飲食店、宿泊業					
その他の事業(上記以外の事業)		8	4	7	4
合計		26	13	24	13

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

表3-2 精神障害等の職種別請求及び支給決定件数一覧(茨城県内)

(件)

職 種	年 度	平成22年度		平成23年度	
		請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数
専門的・技術的職業従事者		10	4	7	4
管理的職業従事者		1		4	3
事務従事者		4	4	1	1
販売従事者		6	1	2	1
サービス職業従事者		1	1	3	
運輸・通信従事者		2		4	1
生産工程・労務作業従事者		2	1	2	2
その他の職種(上記以外の職種)			2	1	1
合 計		26	13	24	13

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業作業者などである。

表3-3 精神障害等の年齢別請求及び支給決定件数一覧(茨城県内)

(件)

年 齢	年 度	平成22年度				平成23年度			
		請求件数	うち自殺	支給決定件数	うち自殺	請求件数	うち自殺	支給決定件数	うち自殺
19歳以下		1							
20～29歳		3	2	3	2	3	1	1	
30～39歳		12	2	3		6		4	1
40～49歳		8	1	4	1	5		4	
50～59歳		1		2		9	1	3	1
60歳以上		1		1		1		1	
合 計		26	5	13	3	24	2	13	2

表3-4 精神障害等で支給決定された事案（茨城県内）
（1か月平均の時間外労働時間数別）

（件）

	決定	うち自殺
20時間未満	1	1
20時間以上～40時間未満	1	
40時間以上～60時間未満	1	1
60時間以上～80時間未満	1	
80時間以上～100時間未満		
100時間以上～120時間未満	3	
120時間以上～140時間未満		
140時間以上～160時間未満		
160時間以上	1	
合計	8	2
(参考)支給決定件数	13	2

注 本表の合計件数と支給決定件数との差は、PTSD又は出来事による心理的負荷の程度が特に過重な場合など、労働時間の長さをみるまでもなく支給決定された事案等の件数である。